平成２６年（フ）第６２２号
福岡市博多区光丘町１丁目２番34―805号
破産者　中島めぐみ
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７２号
福岡市南区皿山３丁目11番58号
破産者　石井　大平
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７７号
福岡市東区土井３丁目２番５号
破産者　中村　祐二
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０６号
福岡市博多区美野島３丁目14番18号
破産者　新田　裕治
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６７号
福岡県宗像市稲元２丁目14番10―201号、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市陵厳寺４丁目１番１―804号
破産者　安本龍男こと　趙　　龍男
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２６号
福岡県春日市平田台２丁目31番地１　セジュール春日Ⅱ・203号
破産者　岡崎　貴郎
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２４９号
福岡市博多区井相田２丁目３番40号
破産者　本田　葉月
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７１号
福岡市博多区美野島２丁目16番６―302号
破産者　中村　大樹
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１７号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番６―708号
破産者　姫野　　愿
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１８号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番６―708号
破産者　姫野タカ子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００号
大分市下郡東２丁目３番10号、開始決定時の住所大分市高松東１丁目４番20号　高松サンロイヤル602
破産者　橋本　　修
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
岩手県一関市川崎町薄衣字鴨地57番地
破産者　佐藤　相二
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３５２号
埼玉県羽生市東８丁目５番地４　サンライズＡ棟103号
破産者　石川　真弓（旧姓中林）
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１２３号
神奈川県大和市中央林間１丁目１番32号　ハウスメモリアルⅠ302
破産者　高橋　美央
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３１号
横浜市神奈川区子安台２丁目１番14号
破産者　牧　　正和
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７１号
横浜市金沢区能見台６丁目12番地６　Ｄ―102
破産者　三浦　一義
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
東京都江東区潮見２丁目１番５―1407号、従前の住所金沢市薬師堂町12街区８番地　トルドニードⅡ101号、従前の住民票上の住所滋賀県長浜市木之本町千田647番地
破産者　横田　修司
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号
金沢市松島２丁目235番地　カサベルデ203号、従前の住所福井県鯖江市二丁掛町第５号５番地21
破産者　吉野　剛司（開始決定時の氏笠原）
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目５番地１
破産者　原　　弘子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部